

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土及び人工改変台地土が分布しています。

#### (2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

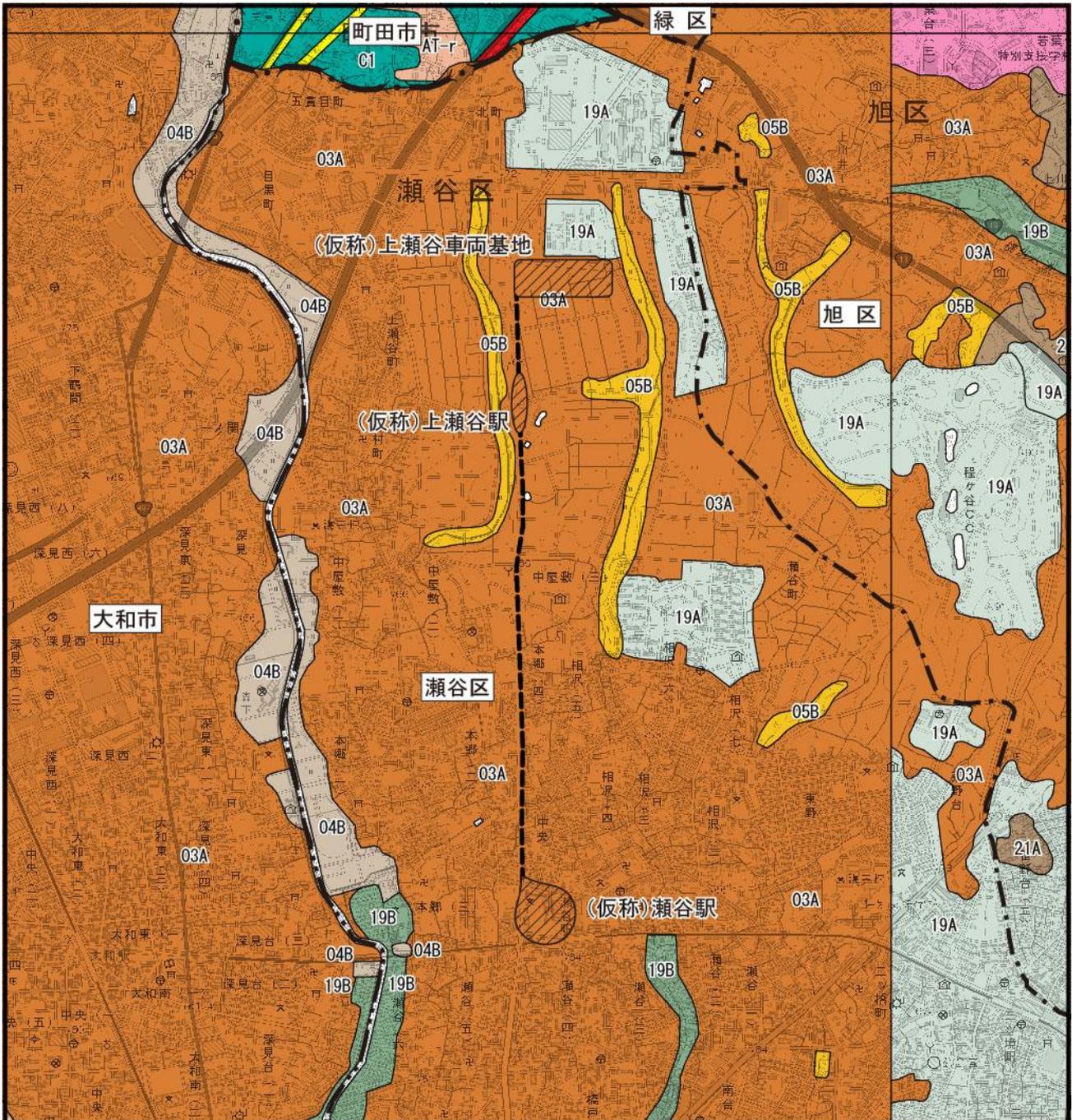
調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、瀬谷駅の南側に位置していますが、対象事業実施区域内には形質変更時要届出区域の指定はありません。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。

また、対象事業実施区域の北区間を含む旧上瀬谷通信施設は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

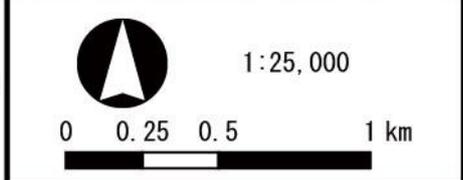
種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-160	瀬谷区瀬谷四丁目 4 番 7 及び 4 番 7 に隣接する筆界未定（2,449 番 2、2,450 番 2、2,453 番 3、2,467 番 2、2,468 番 2、2,471 番 2 及び無番地）の各一部	100	テトラクロロエチレン	あり	平成 31 年 3 月 15 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 2 年 5 月閲覧）



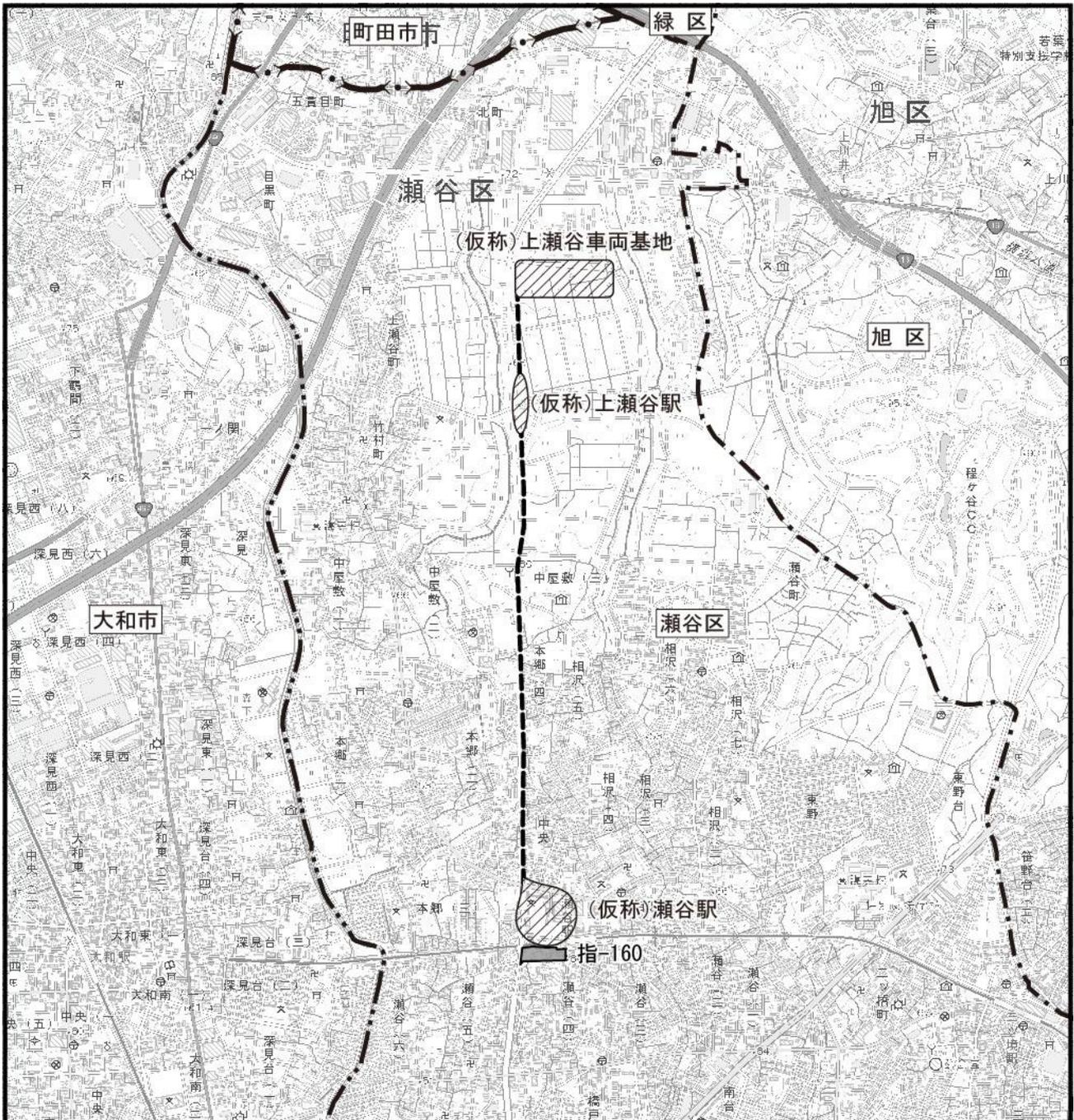
凡例

- 対象事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #8B4513; border: 1px solid black;"></span> 21A 黒ボク土</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #A0522D; border: 1px solid black;"></span> 03A 厚層多腐植質黒ボク土</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #654321; border: 1px solid black;"></span> AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #4682B4; border: 1px solid black;"></span> 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span> 05B 腐植質黒ボクグライ土</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span> 19B 人工改変低地土</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span> 19A 人工改変台地土</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #00CED1; border: 1px solid black;"></span> C1 人工改変地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span> T 大規模造成地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black;"></span> 高速道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span> 主要道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black;"></span> なし</li> </ul> |
|---|---|



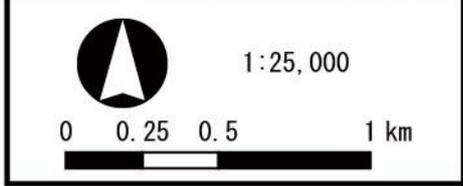
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）」

図 3.2-7 土壌図



凡例

- 対象事業実施区域
- · — 都県界
- 市界
- · - · 区界
- 形質変更時要届出区域



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域

### (3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-14 及び図 3.2-9 に、観測水準点の位置は図 3.2-10 に示すとおりです。平成 22 年を基準とした標高の変動状況をみると、全ての地点において、平成 24 年以降おおむね横ばいで推移しています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-11 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-13(1) 地盤沈下状況（横浜市）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)			
			10 未満	10～19	20～29	30 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0

注 1：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

表 3.2-13(2) 平成 30 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の深さ (m)	地表面から鉄管底までの間の地層の変動量 (cm/年)	鉄管底から下の地層の変動量 (鉄管の変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内）	100	-0.03 <sup>注1</sup>	-0.05	-0.02
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側	190	-0.02 <sup>注1</sup>	-0.05	-0.03
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.02 <sup>注1</sup>	-0.13	-0.11
	町田南第 2	（高瀬第 2 公園西側脇）	225	-0.04 <sup>注1</sup>	-0.13	-0.09

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「平成 30 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和元年 7 月）

表 3.2-14 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点番号	所在地	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.5110	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.9144	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4675	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9945	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	54.0214	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.5287	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755
A-9	旭区上川井町 320-1	55.2166	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6561	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

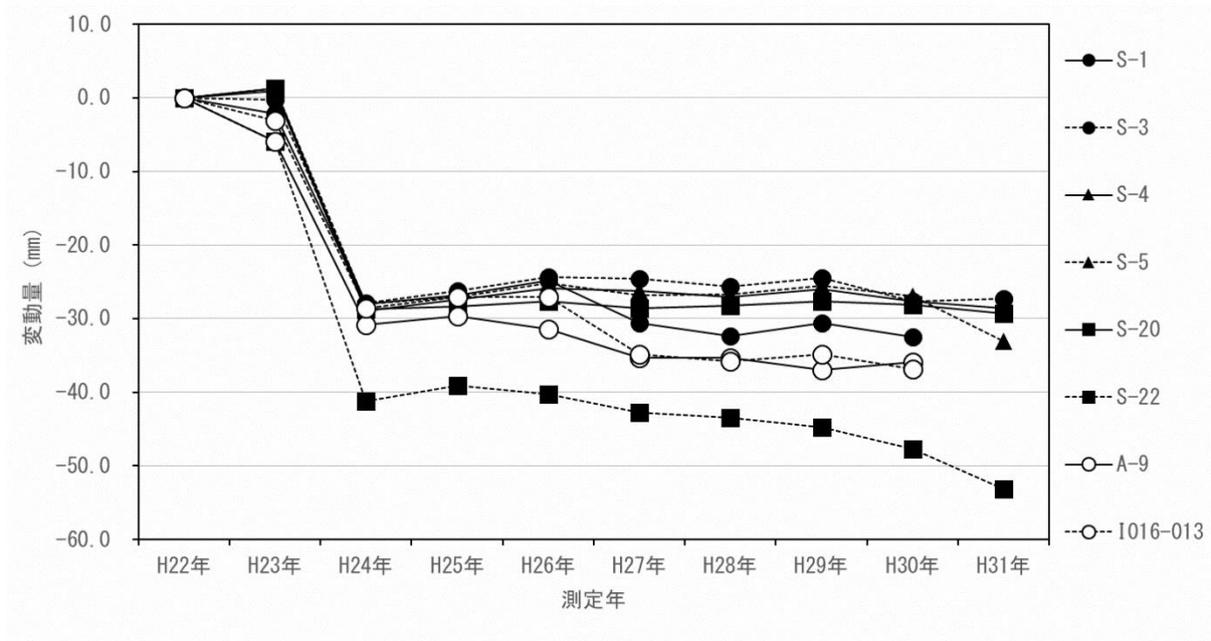
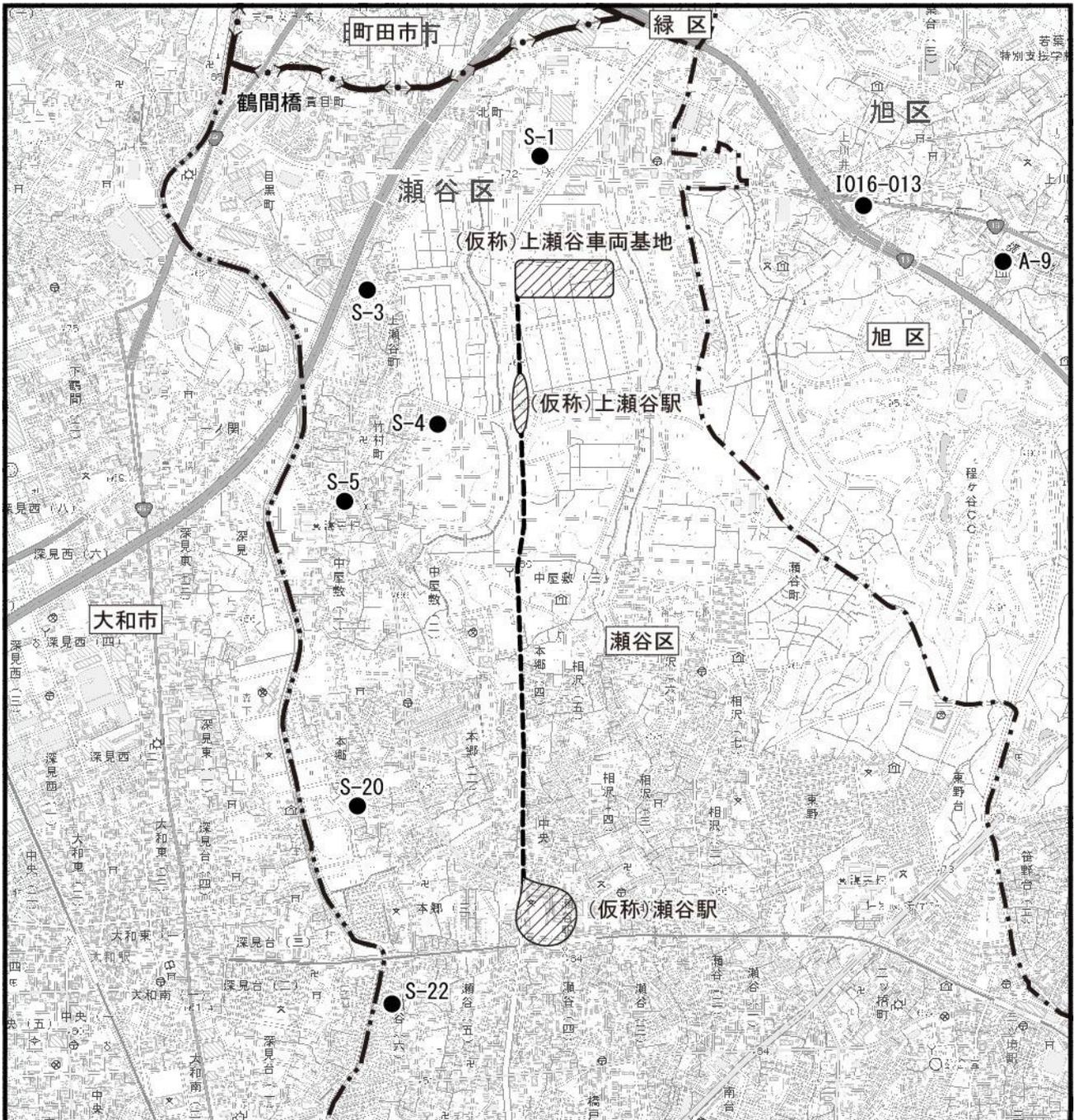
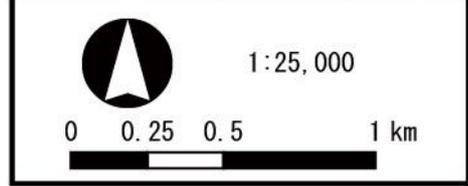


図 3.2-9 各水準点における平成 22 年を基準とした標高の変動状況



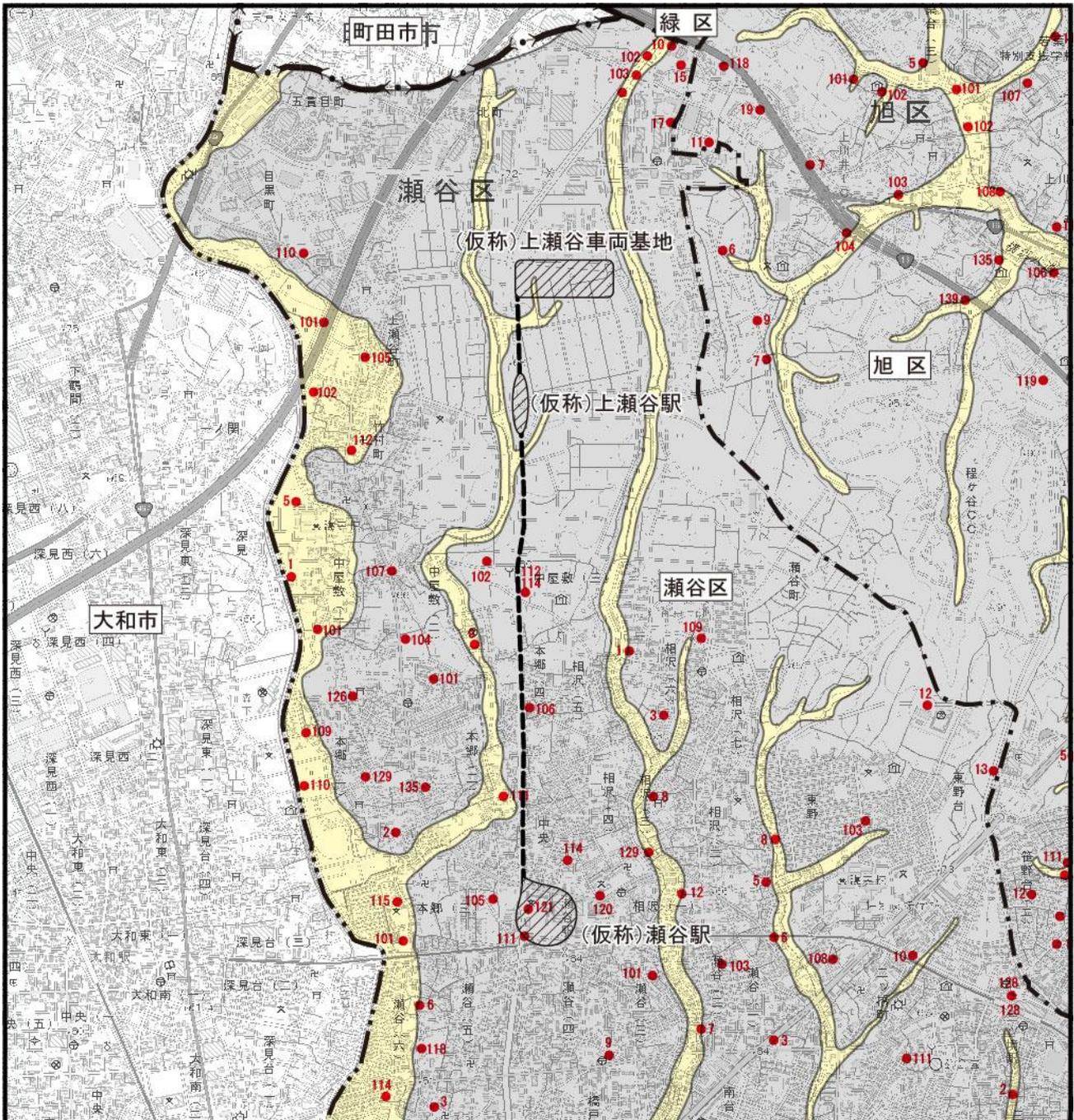
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 観測水準点



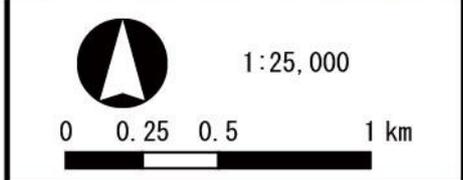
注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。  
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-10 観測水準点位置図



凡例

- 対象事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
- |        |        |
|--------|--------|
| 0~5m   | 軟弱地盤層厚 |
| 5~10m  |        |
| 10~20m |        |
| 20~30m |        |
| 30~40m |        |
- 丘陵地及び台地面
  - ボーリング地点



注1：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。  
 資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

図 3.2-11 軟弱地盤図

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-12、標高区分は図 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満となっています。

なお、調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

#### (2) 地質の状況

調査区域の地質については、図 3.2-14 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は主に第四紀更新世の相模層群の粘土・砂礫層等を基盤とし、武蔵野砂礫層、武蔵野ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。

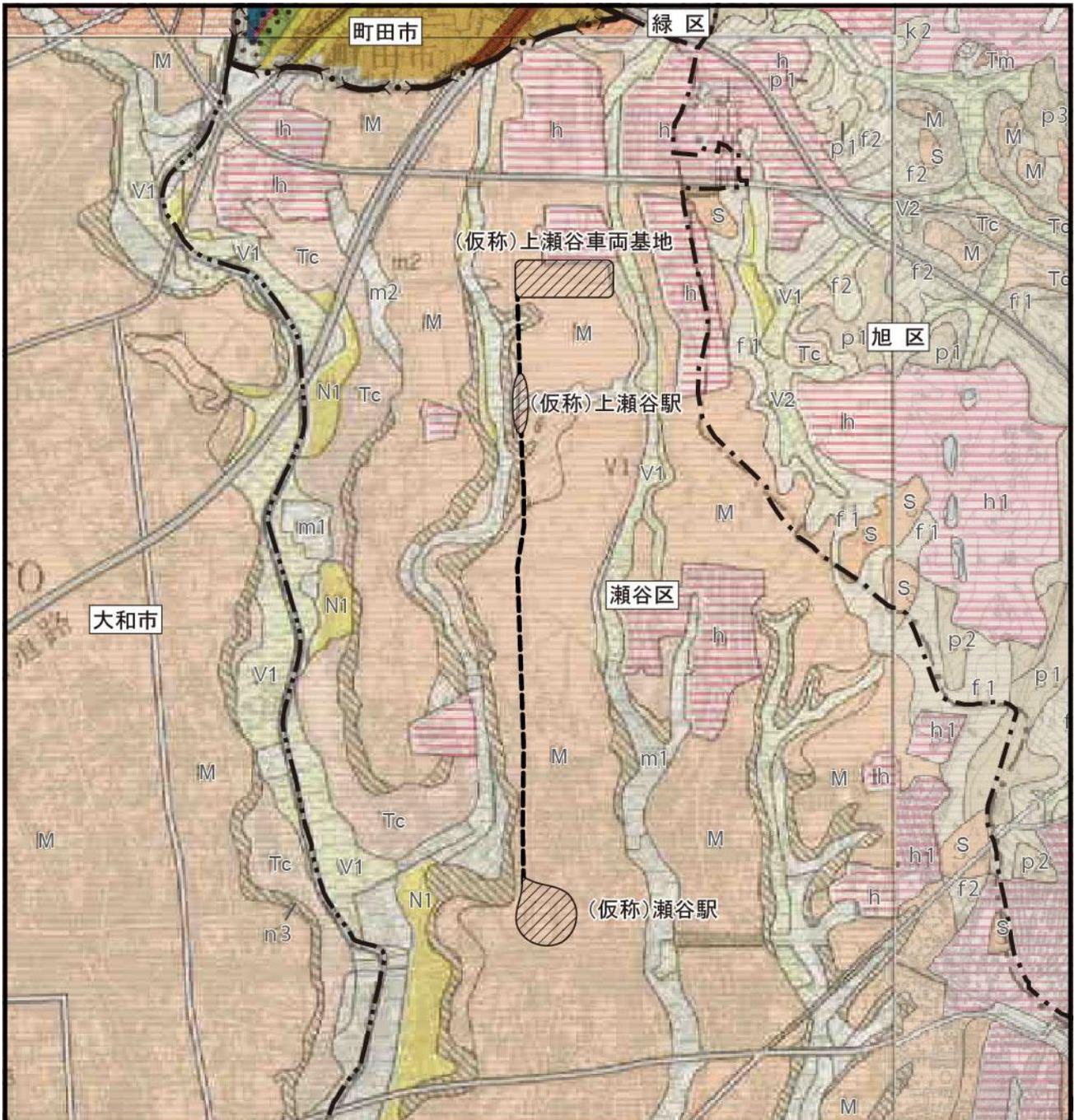
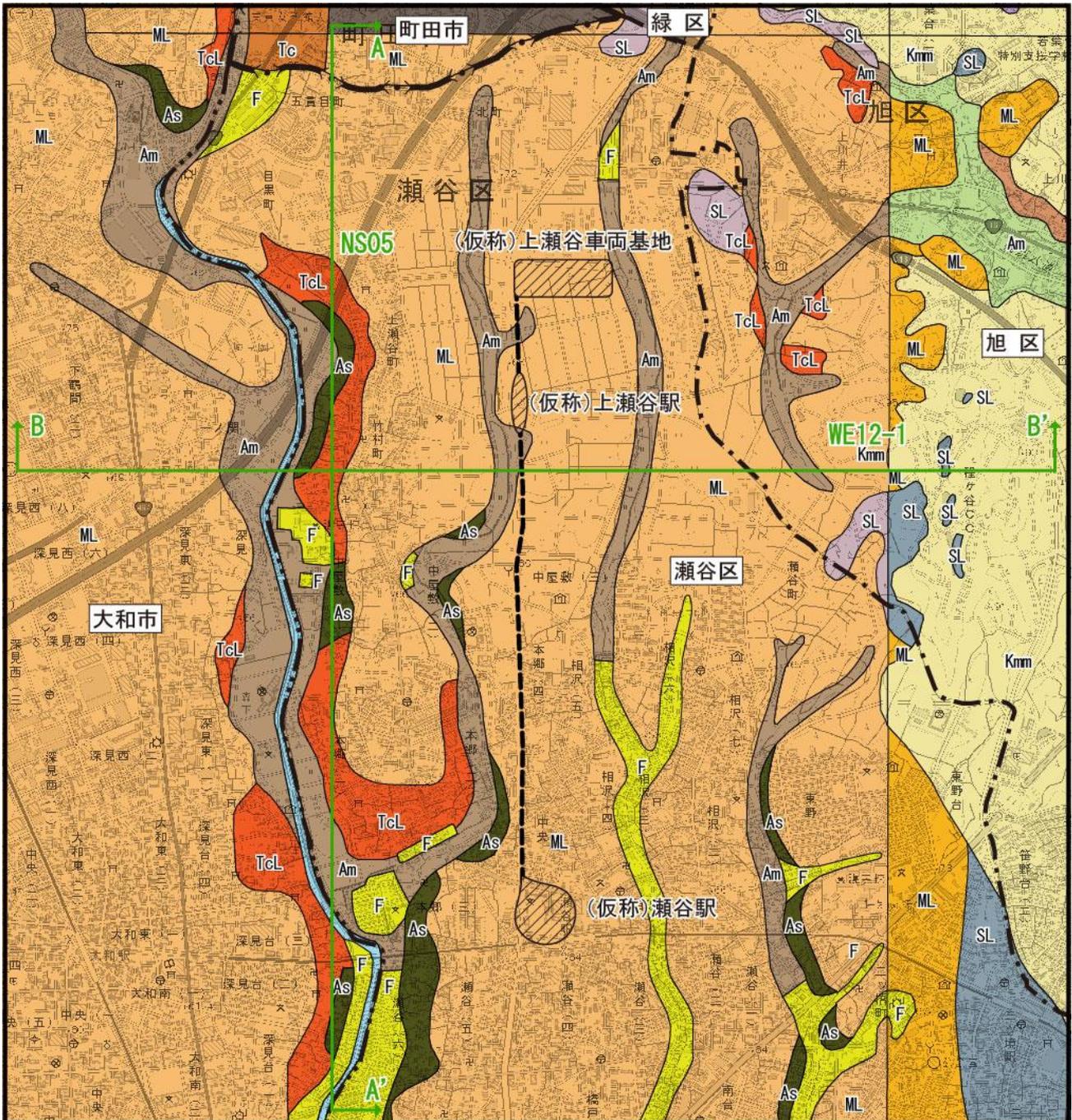


図 3.2-12 地形分類図





**凡例**

- - - 対象事業実施区域    ◁・▷ 都県界    - - - 市界    - - - 区界

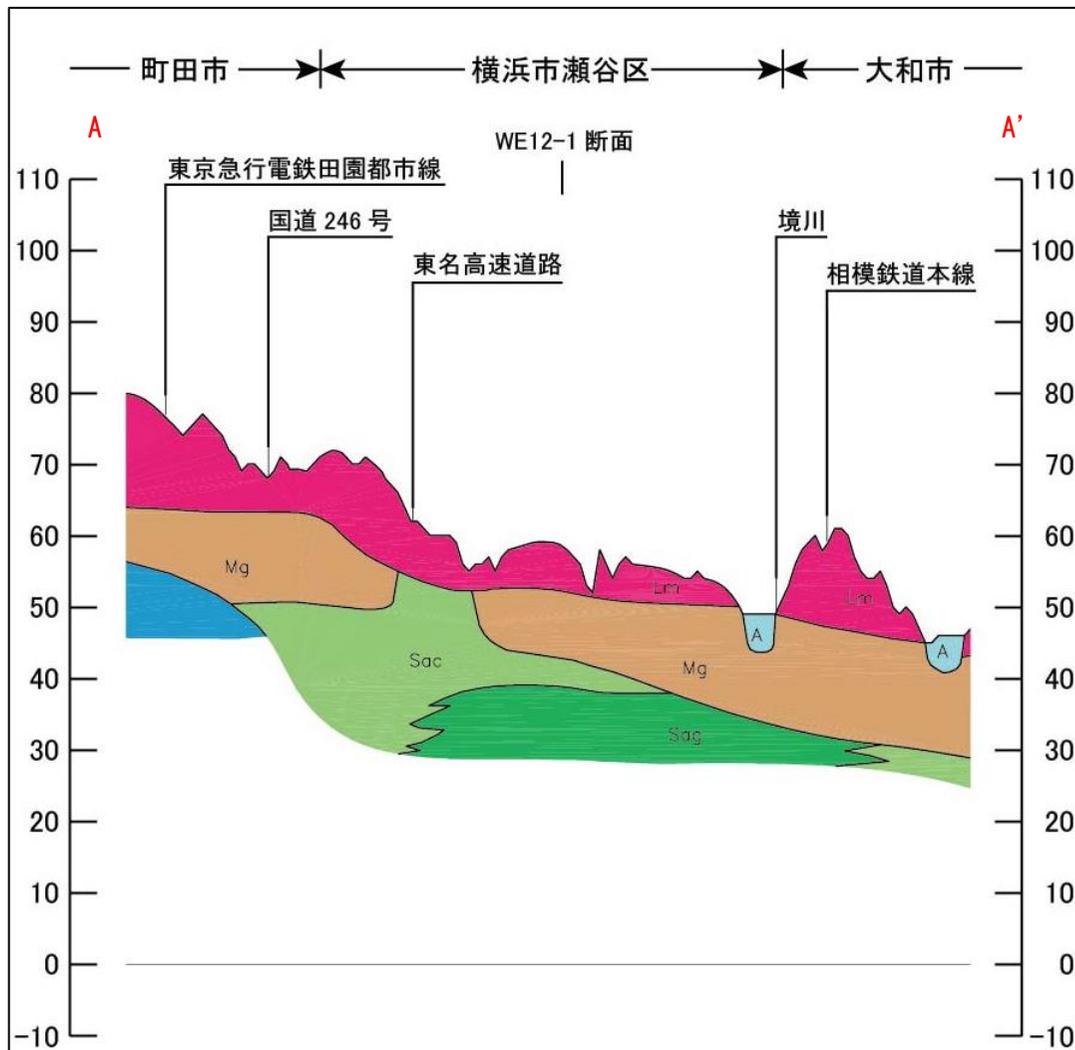
Am 沖積層（泥を主とし砂を含む）	ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層
As 沖積層（砂・礫を主とし泥を含む）	SL 相模層群・下末吉ローム層
TcL 立川ローム層	SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層
Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物	Kkl 相模層群・山王台ローム層・上倉田層
TcL 立川ローム層・立川礫層	Kzm 上総層群
ML 武蔵野ローム層	Trm 上総層群・鶴川層
N 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物	Kmm 上総層群・上星川層

Am 低湿地堆積物    □ なし  
 F 埋土    ↑ 断面図位置  
 F 盛土    (図 3.2-15)  
 水部分

1:25,000  
 0 0.25 0.5 1 km

資料：「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（表層地質図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-14 表層地質図



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 ※ 一部加筆

時代		地層・土質・地質記号				
第四紀	完新世	埋立地・盛土	-		b	
		沖積層	粘土	Ac	粘土・砂・砂礫	A
			砂	As		
	砂礫		Ag			
	更新世	立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層	ローム・凝灰質粘土		Lm	
		立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層（埋没ローム）	ローム・凝灰質粘土		bl	
		立川礫層	砂礫		Tcg	
		立川礫層（埋没段丘礫層）	砂礫		btg-1	
		武蔵野砂礫層	砂礫		Mg	
		武蔵野砂礫層（埋没段丘礫層）	砂礫		btg-2	
相模層群		粘土	Sac	粘土・砂・砂礫	Sa	
	砂	Sas				
	砂礫	Sag				
第三紀	鮮新世	上総層群	泥岩・砂岩・礫岩		Ka	

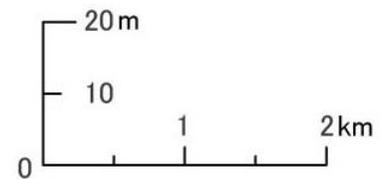


図 3.2-15(1) 地質断面図（NS05 断面）

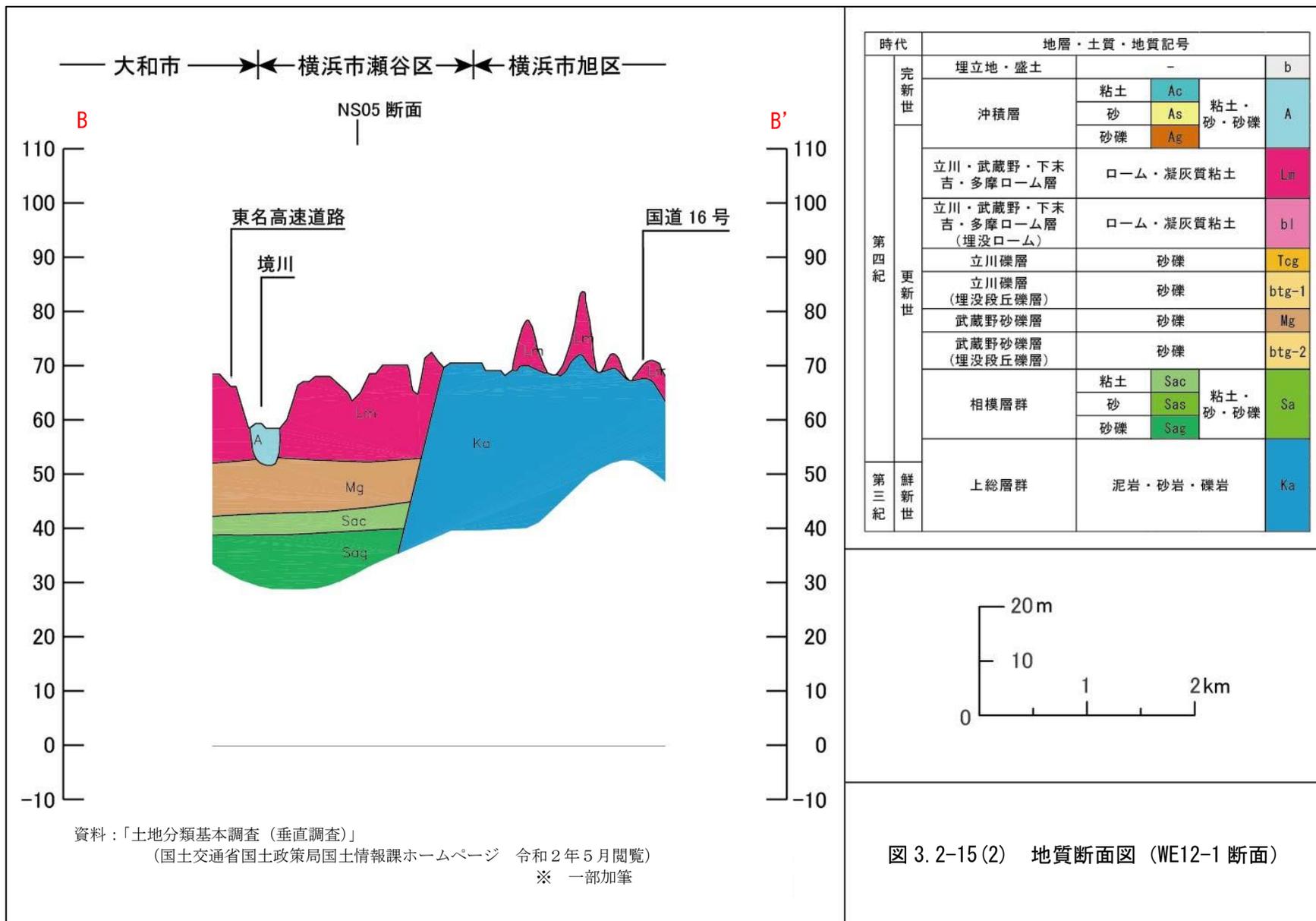


図 3.2-15(2) 地質断面図 (WE12-1 断面)

### (3) 土砂災害関係法令による指定状況

#### ① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

#### ② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

#### ③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2-16 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

#### ④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 3.2-16 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

対象事業実施区域の近傍には、土砂災害警戒区域に指定されている区域が存在しています。

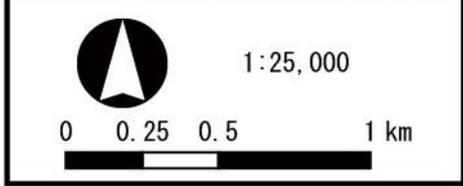
#### ⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 土砂災害警戒区域



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和2年5月閲覧）  
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和2年5月閲覧）

図 3.2-16 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域